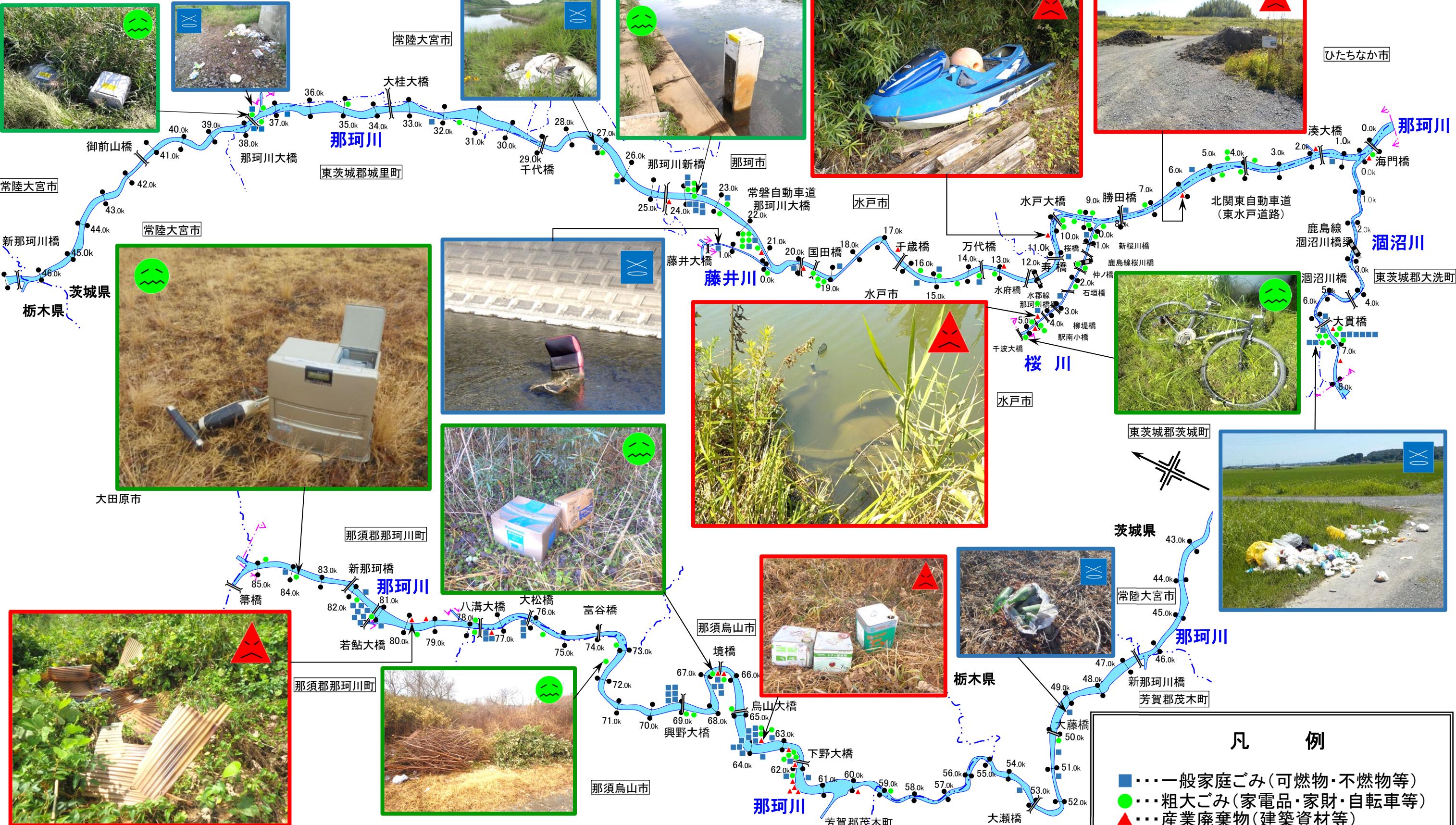
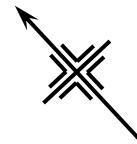


令和6年度 那珂川水系ゴミマップ

〔那珂川・涸沼川・桜川・藤井川〕 R6.4～R7.3

★川を守る、いのちを守る★
不法投棄をなくしてきれいな川を守りましょう。



不法投棄は犯罪(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方)です。不法投棄を発見したら事務所までご一報下さい。

那珂川水系ゴミマップ

◆◆ 川はゴミ捨て場ではありません ◆◆

国土交通省常陸河川国道事務所では、河川や堤防、樋管等の状況把握、河川利用や自然環境の情報収集、不法・迷惑行為の改善のため日々河川巡視を行っていますが、毎日のようにゴミの不法投棄が確認されています。

令和6年度の那珂川水系の大蔵管理区間においては、**約18m³の不法投棄**が確認され、投棄防止対策に苦慮しています。

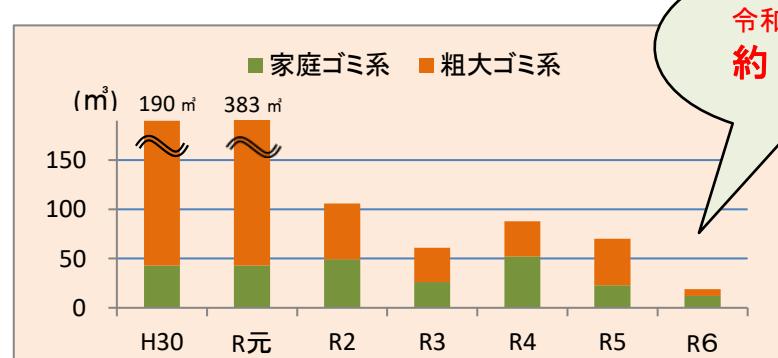
このため、不法投棄の現状を多くの人に知ってもらい、意識の向上と不法投棄防止のため「**令和6年度 那珂川水系ゴミマップ**」を作成しました。

「ゴミは絶対に捨てないで下さい」

一方で、早朝の散歩に併せてゴミ拾いをして下さる方々、地域として定期的に河川清掃を実施したり、河川を訪れた際の情報提供を行っていただいている方々、良好な水辺空間を保全し、地域活性化を図っている方々もおられます。

◆不法投棄の状況

家庭ゴミ、粗大ゴミともに**減少**しています。



令和6年度は
約 18m³

家庭ゴミ系：プラスチックゴミ、発泡スチロール、衣類、容器包装、紙ゴミ等

粗大ゴミ系：タイヤ、自転車、オートバイ、家電製品、建築廃材等

◆不法投棄防止対策

【河川巡視によるパトロール】

堤防・水門等の状況把握の他に、不法・迷惑行為も監視



【那珂川水系クリーン作戦】

行政・各種団体・一般市民が一
体となり 清掃活動を実施



【地域や河川愛護団体による活動】

環境改善のための一環として、地域
と一体となった清掃活動の実施



川の水は、農工業用に利用される外に、飲料としても利用されていますが、何よりも川は憩いの場でもあります。みんなでクリーン作戦に参加し、「**清流 那珂川！**」を継続しよう

作成したゴミマップは、当所のホームページで公表するとともに、クリーン作戦会場での掲示、自治体等への提供も行い、河川愛護意識の向上を図ります。